

たばこは地元から!!
～たばこ税は
貴重な財源です～

Information 広場

性暴力被害者の相談窓口

県では、性暴力被害者を支援するため、専門の相談窓口「ほつとハートあきた」を開設しました。

電話や面接での相談のほか、医療機関等への付き添いなど、相談者の気持ちに寄り添った支援を行います。秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

【受付日時】

月～金曜日（祝祭日除く）
午前10時～午後7時

【電話番号】

0800（8006）410

【お問い合わせ先】

秋田県県民生活課

☎018（860）1522

「狩猟免許等取得支援補助金」の創設について

県は、有害鳥獣捕獲業務の担い手を確保するため、「狩猟免許等取得支援補助金」を創設しました。

本年度、新たに第一種銃猟免許及び猟銃所持許可の取得、散弾銃又はライフル銃を購入した方に対して、補助金を交付します。

詳しくは左記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

秋田県自然保護課

☎018（860）1613

秋田県猟友会

☎018（883）1607

秋田県最低賃金

平成29年10月1日から、22円引き上げられ、時間額「738円」となっています。

秋田県最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、労使合意の上であったとしても、最低賃金額以上の賃金を支払わないことは、最低賃金法違反となります。

【お問い合わせ先】

秋田労働局賃金室
☎018（883）4266

農業用軽油引取税免税証の 交付申請（仮）受付

農業用免税軽油制度は、法律上、平成30年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、平成30年度使用分の免税証交付申請書の集合（仮）受付を行いますので、免税証の交付を希望する方は、下記により申請手続きを行ってください。

【受付日】平成30年1月25日（木）

【時間】10:00～11:30・13:00～15:30

【会場】能代市役所二ツ井町庁舎 2階大会議室

【必要書類一覧表】

区分	新規	更新	継続	書換
免税軽油使用者証		○	○	○
機械の購入証明書	○			○
免税軽油使用者証交付申請書	○	○		
誓約書	○	○		
秋田県証紙（400円）	○	○		
免税証交付申請書	○	○	○	○
農業委員会が交付する耕作証明書	○	○	○	○
免税軽油の引取り等に係る報告書		○	○	○
前年購入した軽油の納品書又は購入証明書		○	○	○
印鑑	○	○	○	○
未使用の免税証		○	○	○

※その他詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

秋田県総合県税事務所山本支所

☎0185-52-6201

秋田県総合県税事務所課税部課税第二課

☎018-860-3341

★冬期間の水道料金について

町では、12月から翌年4月までの冬期間は、積雪のため水道メーターの検針を行っておりません。12月から4月までの水道料金につきましては、9月分から11月分までの平均水量（若干調整する場合あり）にて料金を徴収し、5月のメーター検針により過不足分を精算していただいております。

なお、冬期間は検針が行えないため、使用量のお知らせ票を発行できませんのでご了承ください。

★水道の凍結にご用心！

水道の凍結を防ぐために、次の点に注意してください。

- ①水抜き栓を開いたあとに蛇口を開いて、水を完全に落とす。
- ②日中でも、長時間水道を使用しない場合は、水抜き栓を閉める。
- ③遠隔操作の水抜き栓を使用している家庭では、屋根からの落雪などにより、操作が不能になることがあるので、囲いなどで水抜き栓を守る。
- ④冬期間はメーターの検針はないので、凍結防止のため、メーターボックスの雪は払わない。
- ⑤凍結、破損により、漏水などの異常に気づいたときは、下記に連絡してください。

☆屋内の蛇口の凍結は、各家庭で水道業者に連絡して修理してください。

【お問い合わせ先】藤里町生活環境課 ☎79-2115